中間市ディスポーザ機器取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ディスポーザ排水処理システム及び直接投入型ディスポーザ機器(以下これらを総称して「ディスポーザ」という。)の取扱について必要な事項を定めることにより、下水道施設の適切な維持管理を確保することを目的とする。

(設置機器)

第2条 設置するディスポーザは、社団法人日本下水道協会が定めるディスポーザ排水処理システム性能基準(案)により評価をしている機関において適合評価を受けているもののうち、中間市長(以下「管理者」という。)が機器承認したものに限る。

2 前項で規定する機器以外のディスポーザは、設置してはならない。

(ディスポーザの機器承認申請)

第3条 前条第1項に規定する機器承認を受けようとする事業者は、ディスポーザ機器の販売及び 設置に関する承認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、管理者に申請しなければな らない。

- (1) 下水道協会適合評価書の写し
- (2) 仕様書及び構造図
- (3) 取扱説明書
- (4) 施工説明書
- (5) 電気用品安全適合証明書の写し
- (6) 生産物賠償責任保険加入証明書の写し
- (7) アフターサービス体制票
- (8)維持管理契約等の写し
- (9) ディスポーザ機器の販売及び設置についての確約書(別記第2号様式)

(機器承認及び通知書の交付)

第4条 管理者は、前条に基づいて提出された書類を審査し、ディスポーザ機器の販売及び設置に関する承認通知書(別記第3号様式)を交付することによって機器承認するものとする。

(機器承認の変更)

第5条 前条により承認を受けた機器について、変更が生じた場合は、ディスポーザ機器の販売及び 設置に関する承認変更届(別記第4号様式)を管理者に提出しなければならない。

(機器承認の取消し)

第6条 管理者は、機器承認を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第4条の機器承認を取消すことができる。

(1)機器承認事項の一部又は全部を変更したにも関わらず、前条に規定する届出をしないで承認機

器として販売したとき。

- (2) ディスポーザ機器の販売及び設置に関する承認取下げ届(別記第5号様式)が提出されたとき。
- (3) 評価機関による適合評価が取消されたとき。
- (4) その他下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいと管理者が認めるとき。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。